### 令和2年度第2回 大分県自立支援協議会

日 時: 令和3年3月12日(金) 10:00~12:00

場 所:大分県社会福祉介護研修センター 302 会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

### 目 次

議題1	令和2年度大分県自立支援協議会の取組について・・・・・・ 1
	大分県自立支援協議会各部会・ワーキングの取組 ・・・・・ 2 (別添資料3)
	地域移行・地域定着支援事例集(案) (別添資料1)
議題2	地域生活支援拠点等の整備状況について・・・・・・・・・11
	市町村の地域生活支援拠点等の整備状況・・・・・・・12 アドバイザー派遣事業の状況 ・・・・・・・31 地域生活支援拠点等整備の状況確認 ・・・・・・・32
議題3	第6期障がい福祉計画等(案)について・・・・・・・・33
	大分県障がい福祉計画(第6期) (案) 大分県障がい児福祉計画(第2期) (案) (別添資料2)
議題4	令和3年度大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組予定について ・・・・・・・35
	令和3年度大分県自立支援協議会の年間スケジュール・・・37 令和3年度市町村自立支援協議会の開催計画 ・・・・38
議題5	令和3年度大分県の取組について ・・・・・・・・・41
	障害福祉課の取組 ・・・・・・・・・・42 障害者社会参加推進室の取組 ・・・・・・・・・・44

### 議題1

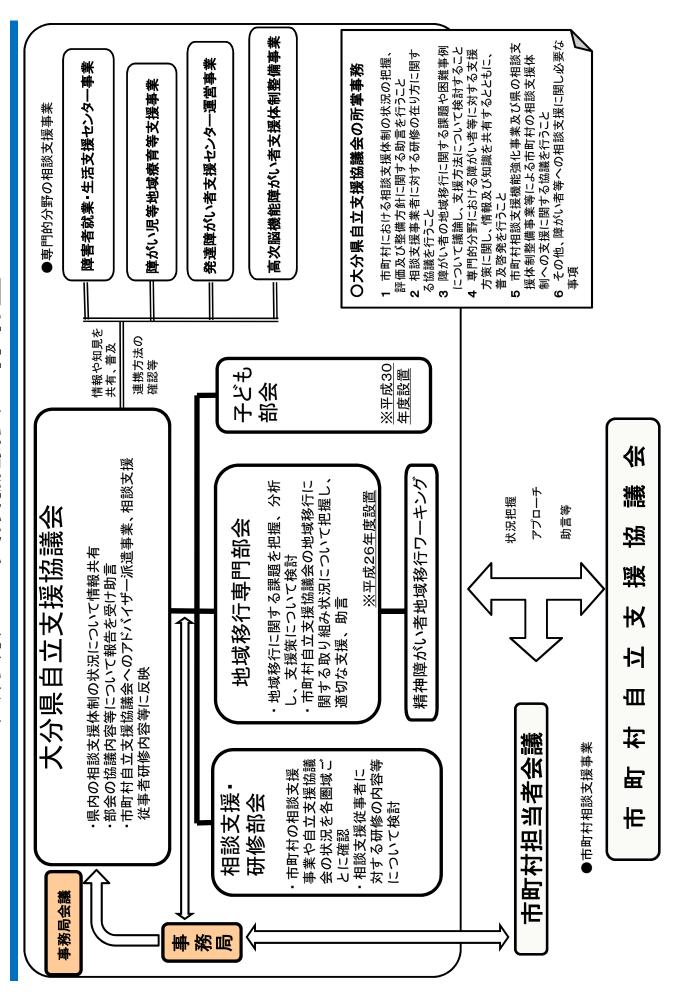
### 令和2年度大分県自立支援協議会の 取組について

大分県自立支援協議会各部会・ワーキングの取組 別添資料3

地域移行•地域定着支援事例集(案)

別添資料1

# 大分県自立支援協議会の体制図



### 令和2年度 大分県自立支援協議会 実施状況

【大分県自立支援協議会】※年2回開催

第1回 日 時: 令和2年10月26日(月) 14:00~15:30

場 所: 大分県庁本館 正庁ホール

参加者 : 委員14名中14名出席 ※事務局11名

議 題 : ①大分県自立支援協議会・市町村自立支援協議会の取組みについて

②地域生活支援拠点等整備について

③第5期障がい福祉計画等の進捗状況について

④第6期障がい福祉計画等について

第2回 日 時: 令和3年3月12日(金) 10:00~12:00

場 所: 大分県社会福祉介護研修センター 302会議室

参加者 : 委員14名中14名出席 ※事務局9名

議 題: ①令和2年度大分県自立支援協議会の取組みについて

②地域生活支援拠点等の整備状況について

③第6期障がい福祉計画等について

④令和3年度大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の

取組予定について

【相談支援・研修部会】※年5回開催

第1回 日 時: 令和2年9月24日(木) 14:00~16:00

場 所: 大分県庁新館 141会議室

参加者 : 委員8名中6名出席、石川協議会長 ※事務局3名

議 題: ①部会の昨年度及び今年度の取組みについて

②昨年度の障害福祉サービス事業所関係研修について

③人材育成、研修体制の検討について

第2回 日 時: 令和2年10月30日(金) 14:00~16:00

場 所: 大分県市町村会館 61会議室

参加者 : 委員8名中6名出席、石川協議会長 ※事務局2名

議 題: ①第1回相談支援・研修部会における確認事項について

②人材育成、研修体制の検討について

③相談支援従事者養成研修等企画・立案アドバイザーの派遣について

第3回 日 時: 令和2年12月22日(火) 10:00~12:00

場 所: 大分県庁新館 131会議室

参加者: 委員8名中7名出席、石川協議会長、委員予定者 ※事務局2名

議 題 : ①第2回相談支援・研修部会における確認事項について

②厚労省研修等企画・立案アドバイザーの派遣への質問事項について

第4回 日 時: 令和3年1月19日(火) 12:30~17:00

場 所: 大分県社会福祉介護研修センター

参加者 : 委員8名中7名出席、石川協議会長 ※事務局2名

議 題 : ①厚労省アドバイザー意見交換会

第5回 日 時: 令和3年3月12日(金) 14:00~16:00

場 所: 大分県社会福祉介護研修センター

参加者 : 委員8名中8名出席、石川協議会長 ※事務局2名

議 題: ①令和2年度協議結果について

②令和3年度開催予定について

### 【地域移行専門部会】※年2回開催

第1回 日 時: 令和2年9月17日(木) 18:30~20:00

場 所: 大分県庁別館 84会議室

参加者 : 委員9名中9名出席(内1名代理出席) ※事務局6名

議 題: ①昨年度の取組実績及び今年度の取組方針について

②第5期大分県障がい福祉計画の進捗状況について

③居住支援協議会の取組等について

④地域生活支援拠点等整備の状況について

⑤「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について

第2回 日 時: 令和3年2月17日(水) 18:30~20:00

場 所: 大分県庁舎別館 84会議室

参加者: 委員9名中9名出席 ※事務局7名 議 題: ①地域生活支援拠点等整備の状況について

②精神障がい者地域移行ワーキングの活動について

③「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について

4)居住支援協議会の取組等について

⑤大分県自立支援協議会の来年度の取組について

### 【精神障害者地域移行ワーキング】※年2回開催

第1回 日 時: 令和2年9月2日(水) 14:00~15:30

場 所: 大分県庁別館 61会議室

参加者 : 委員 13 名中 10 名出席 ※事務局 6 名

議 題: 報告1 国及び県の方針について

報告2 精神障がい者地域移行ワーキングについて

議題1 地域移行・地域定着の推進について

議題2 ピアサポーターについて

第2回 日 時: 令和3年2月12日(金) 14:00~15:30

場 所: 大分県庁本館 51会議室(Zoom 開催)

参加者 : 委員 13 名中 10 名出席 ※ピアサポーター2名、事務局5名

議 題: 報告1 国の取組状況

報告2 県の取組状況

議題1 ピアサポーターについて

議題2 精神障がい者地域移行ワーキングの意見を踏まえた地域

移行支援・地域定着支援の推進について

議題3 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置及び活性

化について

### 議題4 精神障がい者地域移行ワーキングの今年度の振り返りと 来年度の方針について

### 【こども部会】※年2回開催

第1回 日 時: 令和2年9月3日(木) 18:30~19:30

場 所: 大分県庁別館 84会議室

参加者: 委員9名中9名出席(内2名代理出席) ※事務局7名

議 題 : ①発達障がい児及び医療的ケア児等の今後の支援のあり方について

②新型コロナウイルス感染症への対応について(報告)

第2回 日 時: 令和3年2月18日(木) 18:30~19:30

場 所: 大分県庁別館 84会議室

参加者 : 委員9名中8名出席(内1名代理出席) ※事務局7名

議 題: ①発達障がい児及び医療的ケア児等の今後の支援のあり方について

②その他(次回の開催日程について)

### 【事務局会議】※随時開催

参加者: 協議会(会長、会長代行)、事務局(3名)

第1回 日 時: 令和2年4月23日(木) 14:00~16:00

場 所 : 相談支援事業所ルポーズ

第2回 日 時: 令和2年7月3日(金) 14:00~16:00

場 所 : 相談支援事業所ルポーズ

第3回 日 時: 令和2年10月19日(月)10:00~12:00

場 所: Beeすけっと

第4回 日 時: 令和3年1月19日(火) 9:30~11:30

場 所: 障害福祉課会議室

第5回 日 時: 令和3年3月4日(木) 10:00~11:30

場 所: 障害福祉課会議室

### 【市町村自立支援協議会担当者会議】 ※年2回開催

第1回 日 時: 令和2年7月22日(水) 14:00~16:00

場 所: 大分県社会福祉介護研修センター 302会議室

参加者 : 16市町村(21名)出席

議 題: ①自立支援協議会の開催状況等について

②地域生活支援拠点等整備について

③大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業について

第2回 日 時: 令和3年1月27日(水) 14:00~16:00

場 所: 大分県社会福祉介護研修センター 302 会議室

参加者: 17市町村(20名)出席

議 題 : ①地域生活支援拠点等整備の状況について

②障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業について

③地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助について

④大分県自立支援協議会・市町村自立支援協議会の取組について

### 令和2年度 第2回 部会名 ( **相談支援・研修部会** )

開催日時	令和2年10月30日(金)14:00~16:00
開催場所	大分県市町村会館 6階 61会議室
参加委員数	委員6名、関係者(協議会会長)1名
主な議題等	(1)第1回相談支援・研修部会における確認事項について (2)人材育成、研修体制の検討について (3)相談支援従事者養成研修等企画・立案アドバイザーの派遣について
課題 • 問題 点 • 継続協議 等	(1)第1回相談支援・研修部会における確認事項について ○居宅介護職員初任者研修の開催状況を追加報告 【意見】・ヘルパー(特に力のある男性ヘルパー)が不足 ・受講料が高額(7~8万円)、補助制度ができないか ○地域生活支援拠点等の整備状況を報告 (2)人材育成、研修体制の検討について ○人材育成について 【検討結果】 ・国研修の派遣者については、部会に報告し、検討を行う。 ・まずは、国研修受講候補者名簿を充実させていく。 市町村推薦を検討する。 ○専門コース別研修について 【検討結果】 ・研修科目について、部会の報告事項とする。 ・サビ管専門コース別研修については、国の動向を見て検討する。 (3)相談支援従事者養成研修等企画・立案外がずず一の派遣について 【検討結果】 ・オンライン形式による派遣を要請する。 ・新カリキュラムによる現任研修の企画・運営等を相談する。

### 令和2年度 第3回

開催日時	令和2年12月22日(火)10:00~12:00
開催場所	大分県庁舎新館 13階 131会議室
参加委員数	委員7名、関係者(協議会会長、委員予定者)2名
主な議題等	(1)第2回相談支援・研修部会における確認事項について (2)厚労省研修等企画・立案アドバイザーへの質問事項について (3)その他
課題·問題 点·継続協議 等	<ul> <li>(1)第2回相談支援・研修部会における確認事項について ○各種研修の検討体制について 部会、市町村、各研修担当、研修機関で連携し、国研受講者や研修 内容の検討を進めていく。 市町村担当者会議(1/27)で受講者の推薦を依頼する。 (2)厚労省研修等企画・立案アドバイザーへの質問事項について ○開催日時、アドバイザーについて (講師)橋詰正氏上小圏域障害者総合支援センター所長日本相談支援専門員協会副代表長野県相談支援専門員協会代表 ○質問者について石松部会長、青山委員がパソコンの前で対応。他の委員は、必要に応じてパソコン前に移動して質問する。 ○講師への依頼事項について・長野県の研修体制について、講師選定方法や打ち合わせ、情報共有方法について、お話しいただく。・特に、インターバルの取り扱いについて説明を依頼。</li> </ul>

### 令和2年度 第4回

開催日時	令和3年 1月19日(火)12:30~17:00
開催場所	大分県社会福祉介護研修センター
参加委員数	委員8名、関係者(協議会会長)1名
主な議題等	(1) 厚労省アドバイザー意見交換会 (講師) 橋詰 正 氏 上小圏域障害者総合支援センター 所長 日本相談支援専門員協会 副代表 長野県相談支援専門員協会 代表 (2) その他
課題•問題 点•継続協議 等	(1)厚労省アドバイザー意見交換会 ○主な質疑内容 ・各圏域の行動力や人材が期待できない。どう圏域を巻き込むべきか ⇒相談体制を強化(基幹)し、ビジョンの共有化を図っていった。 ・人材育成と研修の組み合わせ等、企画の作りこみは? ⇒コアを分けて研修を組み立て、総括を設置している。 ・演習のファシリテーターについて ⇒演習講師育成研修を実施し、「演習講師」を育成している。 新カリの初任研を受けていない現任研受講者のフォローが必要。 ・実地研修の担当者は ⇒演習講師が窓口となり、地域の相談支援専門員に割り当てる。 ・企画メンバーとインターバルの地域のコアが同じ人材でいいか? ⇒地域の人材育成のためのインターバルにしてほしい。 基幹センターにアクセス・連携してほしい、が主な思い。 ・推進協会員が人材育成の中心を担ってもらうためには ⇒内部講師や演習講師に会員になってもらうことが前提。 インターバルは無報酬なので大変だった。 ・長野県の協会の組織体制や指定研修の費用や質の取り組みを ⇒法人格を取得し、相談研修、サビ管研修を両方実施している。 年予算3,000万円。事務局員専任。会員約120名(サビ管含)。 年会費5,000円(2,000円は日本協会)。受講料20%オフ。

### 令和2年度 第5回

開催日時	令和3年 3月12日(金)14:00~16:00【予定】
開催場所	大分県社会福祉介護研修センター
参加委員数	委員6名、関係者(協議会会長)1名
主な議題等	(1) 令和2年度協議結果について(確認) (2) 令和3年度開催予定について
課題·問題 点·継続協議 等	

令和2年度 第2回 部会名 ( **地域移行専門部会** )

カ和と牛皮 	第2回
開催日時	令和3年2月17日(水) 18:30~20:00
開催場所	大分県庁舎 別館8階 84会議室
参加委員数	9名中9名
主な議題等	①地域生活支援拠点等整備の状況について ②精神障がい者地域移行ワーキングの活動について ③「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について ④居住支援協議会の取組について ⑤大分県自立支援協議会の来年度の取組等について
協課・等内・協議	(1) 各市町村の整備状況・整備予定状況を報告 … 全市町村で令和2年度未までに整備が完了する予定 令和3年度以降の拠点等の状況確認方法を提案 … 市町村監査時に併せて実施・監査対象外市町村は別途訪問で実施 ②精神障がい者地域移行ウーキングの協議事項等の報告 … ピアサボーターの活動報告 … 医療と福祉の連携強化や、高齢者の退院支援について協議 市町村における「協議の場」の設置について協議 ・ 追加6事例、Q&Aの追加や令和2年度の支援数を入れて改正予定 ④居住支援協議会の取組等について説明 … 追加6事例、Q&Aの追加や令和2年度の支援数を入れて改正予定 ④居住支援協議会の取組等について説明 … セーフティネット住宅の登録数の増(184戸→446戸)居住支援法人数の増(4者→7者) 住宅確保要配慮者の協力店の創設(366者) ⑤大分県自立支援協議会の平年度実施予定を説明 … 来年度も今年度関性状況、来年度スケジュールを説明各市町村自立支援協議会の来年度実施予定を説明 … 来年度も今年度同じペースで開催予定市町村では、コロナの影響で会議の開催がままならない状況あり 〈主な意見〉・コロナの影響で、施設入所や地域移行が昨年度より進んでいない・協議の場が進まない理由としては、福祉と医療のどちらが窓口になるかの問題や、福祉部門で精神科に入院している方の把握が難しいためい、 ・協議の場が進まない理由としては、福祉と医療のどちらが窓口になるかの問題や、福祉部門で精神科に入院している方の把握が難しいためい等がある。・「介護保優先力の原則はあるが、障がい福祉サービスでないと対応にい・活程支援と大等の存在を知らたが関しいため、行政・保健所・専門職の方などに関わってもらいたい・居住支援として、居住を知らない方が多いので、パンフレット等をもっといただければ、どんども表記と大が必要・犯罪特性のある方の特別を対していきたい。居住支援として、居住を知らない方が多いので、パンフレット等をもっといたが必要でできるといが表では関わったといきないの意味を確保することが必要なが表でとを市町村へ指導してもらいたい・コロナ感染時の施設間の協力を対策などを市町村へ指導してもらいたい・コロナ感染時の施設間の協力を対策をとりことできるといか・開係課へは要望は伝える

令和2年度 第2回 部会名 (精神障がい者地域移行ワーキング)

開催日時	令和3年2月12日(金) 14:00~15:30
開催場所	ZOOMによるオンライン開催
参加委員数	10人
主な議題等	(報告事項) 1国の取組状況(にも包括検討会、報酬改定) 2県の取組状況(人材育成等) (議事) (1)ピアサポーターについて (2)地域移行・地域定着の推進について (3)市町村における協議の場の設置について (4)今年度の振返りと来年度の取組方針
協議題・等の問題議	(1) ピアサボーターについて

令和2年度 第2回 部会名 ( 子ども部会 )

開催日時	令和3年2月18日(木) 18:30~19:30
開催場所	大分県庁舎 別館8階 84会議室
参加委員数	9名中8名(内、代理出席1名)
主な議題等	①発達障がい児及び医療的ケア児等の今後の支援のあり方について ②その他(次回の開催日程及び委員の改選について)
協議のは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	①令和2年度第1回子ども部会で協議した発達障がい児及び医療的ケア児等の今後の支援の在り方について事務局から方針を提示 ○発達障がい児の支援の在り方(R3~) (方針) 発達障がい児の成長段階に応じた切れ目ない支援体制の構築 ・早期発見、早期支援の取組充実 ・ カーノの配置、5歳児健診への医師派遣、かかりつけ医等研修 ・ 家族等への支援 ・ 水アレント・プログラムの実施、ペアレントメンターの派遣 ・ 切れ目ない支援のための基盤づくり ・ 発達障がい君支援センターの運営、地域別研修会、連携会議実施 ・ 早期支援関連事業 ・ 障がい別の早期支援に向けた3歳までの児童の児発等利用に係る保護者負担の免除 (意見) ・ 二次障がいが出ているような緊急性の高い子どもについても1~2か月待つ状態。この解消に早息に取り組んでもらいたい(医療)・たらい回しにすることなく保健師とコンシェルジュがしっかりと連携して支援することが必要(福祉)・保育現場では子どもの対応に悩む場合があるので、相談機関を設けてもらえるのはありがたい(保育) ・ 相談支援ファイルの活用に向け協力していきたい(教育) ○ 医療的ケア児の支援の在り方(方針) ・ 県全域において支援が届く体制づくり ・ コーディネーターを中心とした市町村での体制での方で方針) ・ 県全域において支援が届く体制づくり ・ 一を療的ケア児等の実態と支援ニーズの把握、資源開拓等・ル児在宅医療の対応が可能な医療関係者の養成・ → ル児在宅医療に関する研修会の実施、保育・教育機関巡回等・ 災害時の対応 ・ 女宮帝確認、電源確保の体制構築等関係者を巻き込んで取組を推進(意見) ・ 人工呼吸器使用児等の支援について、医療のネットワーク化は進んできた。避難計画作成に相談支援専門員等が関わり地域での支援を進めることが必要。医療と地域の両輪での支援が望ましい(医療)

### 議題2

### 地域生活支援拠点等の整備状況について

市町村の地域生活支援拠点等の整備状況

アドバイザー派遣事業の状況

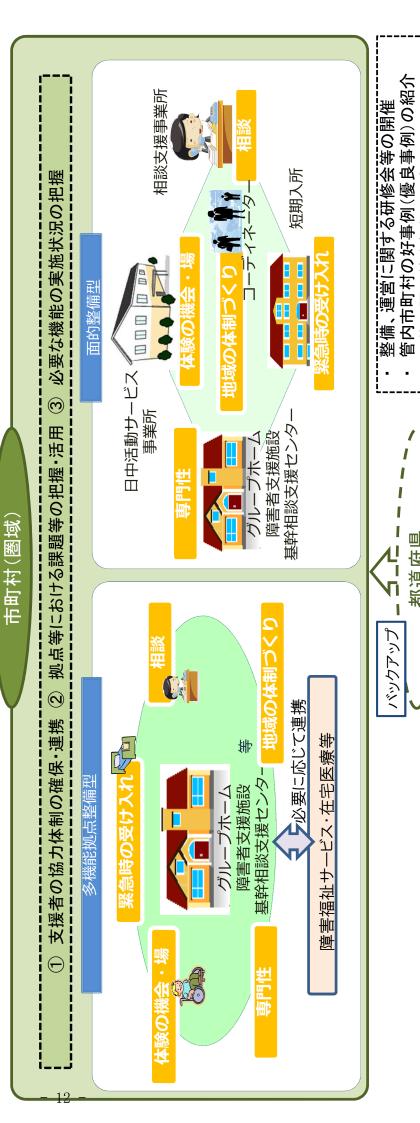
地域生活支援拠点等整備の状況確認

# 地域生活支援拠点等の整備について

入れ・対応、体験の総会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情 緊急時の政け こ応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、

■地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



現状や課題等を把握、共有

バックアップ

※市町村自立支援協議会担当者会議資料(R3.1.27現在)

地域生活支援拠点等整備の状況・予定

は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(J) (E)	緊急受入の24時間体制を検討中	4事業所へ委託(基幹相談支援センター)	県北会議の開催、基幹相談支援センターの活用 5機能整備、台帳登録→体験の場→緊急受入(慣れた場の確保)	相談・緊急・体験の3機能、R5年度までに人材・体制を拡張整備予定	相談機能を3事業所へ委託(基幹相談支援センター) R3年度に緊急を拡張整備予定	3事業所へ委託、緊急時の受入先検討中	相談・緊急の2機能、R3年度に緊急を拡張整備予定	障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業の活用 相談・緊急の②機能、R3年度に体験・人材・体制を拡張整備予定	緊急のみ、RS年度までに相談・人材を拡張整備予定	相談・人材の2機能	宇佐市モデルの作成(各機能の具体的な取組み・課題等を整理) 5機能全てを設置予定	相談・緊急の②機能 フローチャート・事業者ハンドブックの活用	緊急のみ事業者委託(夜間携帯)	相談・緊急の2機能 相談員の夜間携帯、緊急時受入加算の活用	相談・緊急の2機能、令和3年度に体験を拡張整備予定 (緊急受入先の確保)	相談機能を3事業所へ委託(基幹相談支援センター) 令和3年度に緊急を拡張整備予定	相談・体験・人材・体制の4機能 相談事前登録制、緊急の受入先(事業者)が無いため検討中
	体制	0	0	0	R6.3				R4.3			0					0	0
以降)	人村	0		0	R6.3				R4.3	R6.3	0	0						0
3年度以降	体験	0		0	0				R4.3			0				R4.3		0
緩能 (、	緊急	0		0	0	R3.12		R4.3	0	0		0	0	0	0	0	R4.3	米
	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	R6.3	0	0	0		0	0	0	0
	体制	0	0	0								0					0	0
<del>≅</del>	人村	0		0							0	0						0
(2年度末	体験	0		0	0							0						0
機能(	緊急	0		0	0			0	0	0		0	0	0	0	0		
	相談	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0
整備(予定)	年月	H30.9	H30.4	R3.3	R3.3	H30.3	R3.3	R3.3	R3.3	R3.3	R3.3	R3.3	R3.3	R3.3	R2.8	R3.3	R2.4	R3.3
F	1 J (1)	大 分 市	中 知 昭	中津市	# # #	佐伯市	日 杵 市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵 築 市	字 佐 市	豊後大野市	由布市	田東	神 島 邨	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	九 重 町 玖 珠 町

### 市町村名 : 大 分 市

### 1. 魏贾

地域の実情に応じ 坳 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり) た創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

### 2. 経過

<ul> <li>事業者説明会を開催。法人に拠点事業について説明。</li> <li>国の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」として拠点事業の整備を実施。</li> <li>推進協議会の設置及び作業部会の立ち上げ、部会内で検討を重ねる。</li> <li>自立支援協議会において拠点事業の報告及び意見聴取を行う。</li> </ul>	<ul><li>委託相談支援事業所及び協力法人等との協議を行い、検討を重ねる。</li><li>事業所説明会において、法人に拠点事業の進捗を説明。</li></ul>	・自立支援協議会において、報告及び意見聴取を行う。 ・相談支援専門員連絡会において拠点事業の体制を説明。 ・事業所説明会において、法人に拠点事業の説明と協力を依頼。	<ul><li>・9月より大分市障がい者相談支援センターを移設し、拠点事業開始</li></ul>
【平成27年度】	[平成28年度]	[平成29年度]	【平成30年度】

### 3. 各機能の具体的な内容

		取り組み	残った課題
①右談機能 (H30.9)	・委託相談事業所(3事業所)により障害に関する相談の受付を行う。	<ul> <li>大分市障がい者相談支援センターを設置し、委託相談事業所(3事業所)をセンター内に集約。</li> <li>それぞれの事業所の身体・知的・精神といった得意分野を活かし、必要に応じて事業所同士が協議を行いやすい体制を構築。</li> <li>それまでは、ホルトホール内に委託相談事業所を設置していたためホルトホールのに委託相談事業所を設置していたたがホルトホールの休館日は対応ができなかったが、独立した施設を設置することで365日対応が可能になった。</li> </ul>	• 夜間の対応
②緊急時の受け 入れ、対応機能 (H30.9)	・緊急相談ダイヤル〈あんしんコール〉を設置。委託相談事業所と協力法人の連携により 置。委託相談事業所と協力法人の連携により 緊急時の対応・受け入れを行う。	<ul> <li>緊急相談ダイヤル〈あんしんコール〉を設置し、委託相談事業所で 共同運営を行う。(365日対応、平日午前9時~午後9時受付、 土、日、祝日午前9時~午後6時受付)</li> <li>緊急時支援、緊急時信泊支援の実施。協力法人により緊急時支援員 を輸番制で配置、緊急時には緊急時支援員を派遣し、対応した法人に 対して大分市から支援費を支給。また、短期入所等の受け入れ先がす べに見つからない場合は、通所施設等での信泊も可とした。</li> </ul>	<ul><li>・夜間の対応</li><li>・医療的ケア児の受け入れ</li><li>・対象者の事前登録制導入</li><li>・サービス利用していない方への〈あんしんコール〉の周知</li></ul>
③体験の機会・ 場の提供 (H30.9)		<ul><li>・知的障がい者自立生活促進事業を実施。事前登録制により運用、委託法人借り上げのアパート等で1泊2日程度の宿泊訓練を実施する。</li></ul>	・対象者の拡充(知的のみ→身体・知的・精神) 神) ・委託法人の拡充
④専門的人材の 確保、養成機能 (H30.9)		<ul><li>委託相談支援事業所により定期的に事例検討会を実施、困難事例の 具体的な対応方法を周知し相談支援事業所の人材の確保、資質向上を 図る。</li><li>緊急支援員の困難事例の支援を通じた0JT及び事例の周知により 資質の向上を図る。</li></ul>	・緊急対応事例の周知方法
⑤む域の体制づ くり機能 (H30.9)	委託相談支援事業所、協力法人及び自立支援 協議会で連携し、地域の支援体制の構築、体 制づくりの検討を行う。	<ul><li>委託相談支援事業所とサービス事業者間の緊急連絡網の整備</li><li>緊急対応事例を自立支援協議会等で検討し支援体制の整備を行っていく。</li></ul>	<ul><li>協力法人の拡充</li><li>拠点事業の周知</li></ul>

### 市町村名: 別府市

### 地域生活支援拠点等整備事業

### 1. 概要

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて拠点整備及びコーディネーターの機能強化、ライフステージに対応する中長期的視点に立った継続支援

### 2. 裕過

平成28年度】 地域生活支援拠点等の整備を検討するために別府市障害者自立支援協議会に地域生活支援部会を設置	平成29年度】 別府市障害者自立支援協議会全体会にて基幹相談支援センター設置(コーディネーターの配置)承認	平成30年度】 基幹相談支援センターの事業が開始されたことで「拠点整備済」と判断	F成30年度~】「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門性」について、地域生活支援部会において検討中
曳】 地域生活支援	曳】 別府市障害者自立支援協議	相談支援センターの事	•

### 

	主な考え方	取り組み	残った課題
① 祖 談 機能 (H30.4)	基幹相談支援センターが地域の相談体制の基盤となり、指定・特定相談支援事業所のフォローアップ等を行うことで、相談体制の機能強化を図る。	・指定特定相談支援事業所へのアウトリーチ相談 基幹相談支援センターコーディネーターが特定特定相談支援事業所を定期訪 ン 問し、ケース相談・相談支援事業全般・協議会への参回等現状の困りごとに 状 ついて意見交換する場を設けている。 総合相談体制の充実 障害福祉サービス利用が向に問わず、地区割をした基幹相談支援センターが 連絡を受け、相談が応する仕組みを構築している。 ・発達相談会からの相談体制について 別応市健康ブくり推進課が主催する発達相談会のケース相談が基幹相談支援	・指定特定相談支援事業所、基幹相談支援センター、関係機関等との連携機能強化及び現状の取り組みの定着化。
②緊急時の受け入れ、対応機能	、所を利用する	者把握 古女援部会において、指定特定相談支援事業所の利用者で、知的障害 去精神障害者保健福祉手帳1級所持者で区分を所持していない者に関 ソケートを実施。アンケート結果については、指定特定相談支援事業 会議にて報告し、今後の状況変化(埼坑、世帯等)に応じて障害支援 9の検討材料とすることを確認した。 第の検討材料とすることを確認した。 当者会議防災を考える部会において、障がい福祉サービスを利用して がい院の保護者、障がい音本人又はその保護者を対象に、短期入所の 関するアンケートを実施。アンケート結果については、短期入所事業 事業所)職員と意見交換会を開催し、現状の課題等に関する情報共有 た。	・短期入所の利用実績を確認し、新規事業所 の拡大 ・医療的ケア、強度行動障害、相談支援事業 所と繋がっていない当事者等、様々な病状・ 状態に対応した体制整備には至っていない。
<ul><li>③体験の機会・ 場の提供</li></ul>	を活用 5。		未検討
④専門的人材の 確保、養成機能	研修等を通じて、障害福祉サービス提供事業所の資質向上を図る。	・地域生活支援部会による研修の開催 O3つの事柄研修(ともに生きる条例、障害者虐待防止法、別府市障害者自 立支援協議会)を開催。 実績 H3の 集合研修形式 参加者約100名 R1 施設許問形式 書11 1 法人 R3.312 グループホーム購員(サビ管、世話人)、B型就労支援事業所 R3.312 グループホーム購員(サビ管、世話人)、B型就労支援事業所 (サビ管)を対象に、障がい特性理解促進研修(高次脳機能障がい、精神障 (サビ管)を対象に、障がい特性理解促進研修(高次脳機能障がい、精神障 書者にも対応した地域包括ケアシステム)をリモート開催予定。	・専門性を担保するために、様々な状況に応じた研修等の企画立案及び実施。
<ul><li>⑤ 古其の体制式</li><li>くり機能</li><li>(H30.4)</li></ul>	別府市障害者自立支援協議会を通じて、地域課題の 共有、関係者間の連携を深め、地域の実情に応じた 体制づくりに関する協議を行う。	別府市障害者自立支援協議会及び各専門部会において、基幹相談支援センターコーディネーターが中心となり、地域課題の抽出及び必要な解決策の検討を行う中で地域の体制づくり機能の強化を図っている。	・協議会活動の活性化

卍 册 0 市町村名

- 中津市版 地域生活支援拠点概要 ・令和2年度末までに、主要な5つの機能すべてを備えた地域生活支援拠点を整備する。 ・令和3年2月の全体会での承認をもって、拠点事業の整備完了と判断する。

### 数额

法人ヒアリングを通して、R3年度実施予定の緊急時居室確保事業への協力を求める→協定はR3年3月に結ぶ予定 相談向け説明会を実施し、拠点台帳の登録が考えられる方の情報提供を依頼する→今後相談とのヒアリングを行い、拠点利用者の台帳登録を来年度中に進めてい く。 【H30年度】 北部圏域会議にて、圏域内での拠点整備について検討→各市の状況が異なるため断念し、各市で拠点整備していくことに。今後も会議内で情報共有を行う。 相談支援専門員向けワーキングを開催し、意見を参考にして、緊急時のフローチャートを作成(関係機関の動きについて)、緊急時の定義について検討。 [R元年度] [R2年度]

### 各機能の具体的な内容 რ

	1 1 1	エロシン・ロゴ	
	土な考え力		焼つ/ご課題
①相談機能 (R3,3)	を	驅	・登録者の抽出→抽出してもらう相談支援専門員向けの説明(1/6実施。情報提供の依頼を行い、結果をもとに2月に基幹と協議)
②緊急時の受け 入れ、対応機能 (R3.3)	緊急時の利用が想定される方については、事 前に台帳に登録しておくことで緊急時に備え る(登録者の情報は市と基幹で共有)。 登録者には、障害支援区分の取得や短期入 所・GHの体験利用の推奨をする。	弦でなき	・短期入所事業所の受け入れ態勢 ・緊急時の事業所連絡先(どこに?よりも誰 に?)→協定書を結ぶ段略で ・利用者向けの理解・周知の方法
③体験の機会・ 場の提供 (R3.3)	5体験利用の推奨を進め、 Wがお互いに慣れるように B所の確保に努めていく。	10算、定員超過特例加 35可能性あり。	・短期入所事業所・GHの受け入れ態勢・相談への周知活動→②③の関係性を踏まえ、積極的な体験利用を勧める。 ・相談支援部会で拠点の取組みを伝える。
④専門的人材の 確保、養成機能 (R3.3)		<ul><li>・基幹相談支援センター等機能強化事業の活用(事例検討会や研修会を実施し、市内事業所・相談支援事業所の人材育成を行う)</li><li>・自立支援協議会の活動を通じた人材確保・養成(相談支援部会での事例検討など)</li></ul>	
<ul><li>⑤ お其の体制づくの機能</li><li>(R3.3)</li></ul>	自立支援協議会を通じて、拠点に関する課題の整理・検討を行い、拠点を構築する関係機関の連携強化を行っていくことで拠点のアップデートを絶えず行っていく。	<ul><li>自立支援協議会の活用</li></ul>	・メンバー編成→地域生活支援部会に拠点へ の意見・課題出しをしてもらい、市、基幹が 対応する。 ・評価の基準をどうするか。 ・年1回は、居室確保で協定を結んだ法人と 運営会議を行う。

市町村名 : 日 田

卍

1. 觀

「専門的人材 障がい児者の重度化・高齢化や親の高齢化や親亡き後を見据え、安心して日田で暮らしていけるように、3機能を優先して地域生活拠点を面的整備型で整備。 令和2年度中は重点的に「相談」「緊急時の受け入れ」「体験機会・場」を整備。令和3年度以降は、実施、協議を重ねながら重点整備の3事業の充実とともに、 の確保、養成」「地域の体制づくり」も充実させていく。

### 2. 経過

### 3. 各機能の具体的な内容

(選りた) 選問	・相談窓口の周知の ・24時間365日 ・令和4年度末まで 制の構築	・対応する支援者の不足 ⇒支援者の登録制、対応研修やシュ 実施。	<ul><li>・体験後、単身生活につなげる際、アパートの保証 人が見つかりにくい</li><li>・ヘルパーの不足、特に男性ヘルパー ⇒現在活動しているヘルパーとの意見交換会を行う</li><li>・グルーブホームから地域生活への移行が少ない</li></ul>	・医療的ケア児者を支援できる人(看護師、ヘル パー)が少ない ・ヘルパーが少ない ・現在稼働ヘルパーも障がい者支援方法に不安を 持っている方が多い ・研修会の実施 ・重度心身障害児者を対象とした医療型短期入所施 設として医療機関との連携	<ul> <li>・地域ごとの課題の拾い上げ⇒旧町村、振興局ごと に聞き取り</li> <li>・市内障害福祉サービス事業所等の連絡体制の構築</li> <li>・DVや児童虐待、高齢化に対するための支援体制</li> <li>・福祉サービスでなく、社会体育や公民館活動で地域生活を送りやすくするため、障がい児者に対する 関わり方の周知活動</li> <li>・介護との連携</li> </ul>
100組み	・3事業所で4か所で一般相談とともに障害者基幹相談支援センター事業を委託し相談体制を強化。令和5年4月の1か所での基幹相談センターの開設に向け、令和3年度からは、定期的に集まり基幹相談センター開設に向けた準備をはじめ、相談や問題解決を合同で行っていく。	<ul> <li>チャート図に基づき、迅速対応。</li> <li>・短期入所を優先とするが、できない場合は対象者が安心して過ごせる場所で、支援員が支援。</li> <li>⇒おおむね3日以内に調整し、必要な場合は、より安心して過ごせる場所に二次対応。</li> <li>・緊急対応が想定される方は、平時に受け入れ先等を話し合っておく。</li> <li>・緊急対応が対応しているケースはトリアージ済み。</li> </ul>	<ul><li>・地域生活に近い環境で体験する場を整備。</li><li>⇒グルーブホーム隣接の一人暮らし用アパートを体験の場として確保。</li><li>・体験の場を緊急時の受け入れの場とすることで、緊急時にも安心して生活してもらう。</li></ul>		
よいらいらいます。	・3事業所に、一般相談を委託し、事例の掘り起こ・し、サービスにつなぐまでの対応、困難事例への対 芸術、地域づくりを行う。 ・市民に分かりやすい窓口を目指し、ワンストップ 準で効果的な相談体制の相談窓口を構築するため、令和5年4月より、1カ所相談を集約し基幹相談センターの開設を目指す。	<ul> <li>・ 対象者は、『介護者の疾病、事故、葬儀等の理由・により家族等の介護が受けられない者、または、そ・れに準するもの』</li> <li>・ 緊急時のチャート図を作成。</li> <li>・ 短期入所できない場合は、対象者が安心して過ごにせる場所(サービス利用者は日中活動している事業・所、自宅等)で過ごす。その際の支援者は、ヘル・、通所施設の支援員等を想定。</li> </ul>	施設からグループホーム、グループホームから単身生活、親元から、グループホーム・一人暮らしに向け、グループホーム・一人暮らしに向け、グループホーム隣接の一人暮らし用アパートを体験の場として確保。	令和6年4月までに整備予定。 課題の解決や調整は経年的に行っていく。	令和6年4月までに調整予定。 課題の解決や調整、実践は経年的に行っていく。
	①相談機能 (R3,3)	②緊急時の受け 入れ、対応機能 (R3.3)	<ul><li>③体験の機会・ 場の提供 (R3.3)</li></ul>	④専門的人材の確保、養成機能	⑤地域の体制づ くり機能

### 業量 迣 地域生活支援拠点等整

卍 但 杻 市町村名

熱酬

で相談支援の拠点となる相談支援センターは整備しており、ここを拠点として行政、障がい福祉サービス提供事業所等への連携が行われている。 「緊急時の受入れ・対応機能の強化」、長期的には「専門的人材の確保・養成の機能の強化」機能について充実化を図る。 現時点で当面は

数

(二地域自立支援協議会)において、承認を得 地域生活拠点等整備の推進に関して、佐伯圏域障がい者共同サポートセンター人とき(本市内の主要な障がい福祉サービス提供事業所により構成されている任意 団体)と検討を行うこととし、当面の方向性として「緊急時の受入れ・対応機能の強化」について、推進していくことで同意した。 「対象者の事前登録」等について検討を行い、事業の実現化について協議を進め 協議を行う事が出来ずに停滞した。 面的整備の達成について計画策定委員会 令和元年度の部会による検討に基づき事業構築を進める予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、 地域自立支援協議会の専門部会において、緊急受入に関する「緊急の定義」、 た。 として、 「地域生活支援拠点の整備」 策定時に 障がい福祉計画(第5期) た上で計画に記載した。 [平成29年度] [令和2年度] [平成30年度] 【令和元年度】

各機能の具体的な内容 ω,

課題	胃務同機能では、 に基づいたB は、物足のA	ついて必要性があるといっているので、今後検討 。 。		がないことに が不明である ぶこついて、 ここないのた	
残った課題	地域自立支援協議会の事務局機能を有していないため、現場の情報に基づいた障がい福祉施策推進の基盤としては、物足りないものがある。	対象者の事前登録についる声が割会からがつる。 していく必要がある。		求人募集に対して応募がないことについて、 事業所長等からも原因が不明であると報告? 受けている。今後の対応について、現時点「 は具体的な方針が見えてこないのが実情で る。	
取り組み	今後もこの機能については継続・発展を図っていく。今後は、中核となる相談の場の増加を目指して、現在委託している以外の法人が相談支援事業所を立ち上げられないか模索していきたい。 は数支援事業所を立ち上げられないか模索していきたい。	市内の短期入所機能を有する法人と協議を重ねているが、受入対象者の条件、緊急時として認定する条件、受け入れに至るまでの具体的対応、ケースが発生した場合の決定者、送迎対応、事故が発生した場合の責任の所在等、検討・決定する内容が多いため実施に至っていない。しかし、対処が急がれる事業であることから、当面の対応として可能な範囲の受入れを行えるよう体制の整備を行う。		障がい福祉計画(第6期)の策定委員会において、障がい福祉サー   球、 ピス提供事業所長等からの要望が非常に強かった。サービス提供量   事美 確保のために重要であることは把握しているが、効果的な事業につ   受け いて具体的な案が挙がらないため、今後も情報を集めながら検討を   は していく必要がある。	
	現在有している機能。市内3法人と委託契約を締結し相談員を1箇所に集約し配置した上で、全ての障がい種別に対して、様々な相談に対応していく。基本的には障がい者等が、暮らしにくさを感じた際、気軽に相談できる場として確保したい。	不穏な障がい者が判明した場合等において、 24時間体制で即時受け入れできる対応を目指したい。 超したい。 受け入れた障がい者の対応について、日頃より交流のない職員の対応は困難であると考えるので、関連職員の派遣について体制整備を行いたい。		現場における人材不足が深刻である旨の声を 聞いているため、迅速な対応が迫られている 状況である。	具体案・方向性が定まっていない。
	①相談機能 (H30.3)	②緊急時の受け 入れ、対応機能 (R3.12)	③体験の機会・ 場の提供	(4)専門的人材の 確保、養成機能	⑤坩域の体制づ くり機能

### 市町村名: 日 杵 市

### 地域生活支援拠点等整備事業

1. 熱數

複数の機能を持った地域生活支援拠点を面的整備型で整備する。 日杵市単独で、 緊急時や親なき後に備え、令和2年度末までに、 障がい者等の重度・高齢化、

2. 整過

交換会において地域生活支援拠点についての講演及び意見交換	催)に委託相談支援事業所と市が参加	用し、51杯市地域自立支援協議会 相談支援部会・地域生活部会で研修会を開催 ル案の説明 → 検討部会を設置することの承認	防の観点から見合わせていた関係から、検討部会の設置ができていない。 時の受けえれ・対応!について事務局側で進めることについて強認。
会にお	<u> </u>	じ案	の観点力 の受け入
 【平成29年度】	【平成30年度】	【令和元年度】	[令和2年度]

3. 各機能の具体的な内容

	主な考え方	取り組み	残った課題
① 在歌繡能 (R3.3)	<ul><li>特定相談支援事業所を活用し、相談等を行う。</li></ul>	・特定相談支援事業所の強化 →事業所に、地域生活支援拠点等相談強化加算の説明 ・登録対象者の把握 →相談支援事業所や事業所を通じて、緊急時の支援が見込まれる方 を抽出	●R3報酬改定(自立生活援助の追加) ●土日祝、夜間の対応方法 など。
②緊急時の受け入れ、対応機能	N.4	・虐待シェルターを活用し、緊急一時的な居住の提供をおこなう →事業所と協議。基本的には身内等での受け入れを検討するが、受け入れ場所がない場合は事業所で受け入れる方向性であることを確認。	●登録者台帳の作成 ●台帳 (個人情報) の管理 ●「緊急時」の定義づけ ●事業所の登録 ●「対象者」の基準・線引き ●R3報酬改定 (自立生活援助の追加) ●本人の同意がない場合の取り扱い ●受入先に行かない方の対応 など。
③体験の機会・ 場の提供	<ul><li>・令和2年度に検討部会を設置できなかったため、整備への具体的なアプローチが出来なかった。</li><li>・令和3年度以降、整備に向けての検討を行う。</li><li>・令和5年度までに整備を目指す。</li></ul>		
④専門的人材の 確保、養成機能	<ul><li>・令和2年度に検討部会を設置できなかったため、整備への具体的なアプローチが出来なかった。</li><li>・令和3年度以降、整備に向けての検討を行う。</li><li>・令和5年度までに整備を目指す。</li></ul>		
⑤地域の体制づ くの機能	<ul><li>・令和2年度に検討部会を設置できなかったため、 整備への具体的なアプローチが出来なかった。</li><li>・令和3年度以降、整備に向けての検討を行う。</li><li>・令和5年度までに整備を目指す。</li></ul>		

津久見市 市町村名

概解

1.相談機能の強 厚生労働省の定める5つの機能のうち、 令和2年度末までに、 w° 障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、地域支援拠点を面的整備型で整備する化、2.緊急時の受入れ、対応の機能強化について整備する。 ※整備完了の判断は、自立支援協議会 全体会の承認をもって判断するものとする。

終溫 S 拠点ブロック会議(大分県・厚生労働省共催)に委託相談支援事業所と市が参加 自立支援協議会全体会で拠点整備についての説明を行う。 【平成30年度】

で拠点整備についての協議を行う。 相談事業所の相談員等(コア会議) 【令和元年度】

(0L)

自立支援協議会全体会で経過報告 整備内容について、コア会議メンバーと協議(訪問) 自立支援協議会全体会で承認 [令和2年度]

各機能の具体的な内容 ന്

③~⑤をどのように進め 市と受入施設、相談事業所との連携等 受入施設の拡充(市内に入所施設がないた め) 行政・相談支援事業所の連携強化 高齢者部門等との連携に向けた取組。 ①②の強化も含め、③~⑤を ていくか検討 拠点整備に係る各部会の活用 残った課題 2箇所の相談支援事業所に地域生活支援拠点等整備事業に関する事業内容の説明及び対応を依頼。緊急時等に係る対応やサービス調整等にかかわる対応を依頼。 等にかかわる対応を依頼。 また、本人のみではなく、家族等にかかわる支援についても対応していけるよう高齢者部門等との連携にむけて会議等を実施。 受入施設に地域生活支援拠点等整備事業についての事業内容の説明 及び対応依頼。 ※現在も受入施設と詳細を協議中。 取り組み 本市では、相談支援事業所の事業所が2箇所あり、両事業所が365日24時間の相談できる体制を整えており、サービスの調整や相談、緊急時の対応等を行っている。 緊急時対応に向けて、入所施設での受入れ体制の確保。 主な考え方 **令和3年度以降に整備予定** 令和3年度以降に整備予定 令和3年度以降に整備予定 ②緊急時の受け 入れ、対応機能 (R3.3) ⑤ 均域の体制 くり 縁能 ④専門的人材の確保、養成機能 ③体験の機会・ 場の提供 ①相談機能 (R3.3)

市町村名: 竹田市

一.

対応の機能強化について整備する。 全体会の承認をもって判断するものとする。 障がい者等の重度・高齢化、緊急時や親なき後に備え、地域生活支援拠点を面的整備型で整備する。 厚生労働省の定める5つの機能のうち、令和2年度末までに1.相談機能の強化、2.緊急時の受け入れ、 ※整備完了の判断は、自立支援協議会 相談支援事業所連絡会での協議・検討を経て、自立支援協議会

2. 終過

支援協議会 相談支援事業所連絡会で地域生活アドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、研支援協議会 相談支援事業所連絡会で継続的にアドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、研支援協議会全体会にて地域生活支援拠点等整備法人の拠点事業の説明法人への拠点事業の説明法人へ緊急時の受け入れについてのアンケート支援協議会 全体会へ竹田市モデルの原案を説アドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、意	爰協議会 相談支援事業所連絡会で地域生活ドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、研妥協議会 相談支援事業所連絡会で継続的にドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、研究協議会全体会にて地域生活支援拠点等整備人への拠点事業の説明人へ緊急時の受け入れについてのアンケート妥協議会 全体会へ竹田市モデルの原案を説ドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、意	支援拠点等整備についての協議を開始 修会を開催	Jに協議 研修会を開催(年2回開催) Y構についての説明	rートを実施し、現状を調査 §を説明 v、意見交換会を開催
liviこ liviこ jy lixix jyiこ	2 (2 (2 (2 (2 (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	援協議会 相談支援事業所連絡会で地域生活 ドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、研	援協議会、相談支援事業所連絡会で継続的 ドバイザー派遣事業(県事業)を活用し、 援協議会全体会にて地域生活支援拠点等整	人への拠点事業の説明 人へ緊急時の受け入れについてのアンケ 爰協議会 全体会へ竹田市モデルの原乳 ドバイザー派遣事業(県事業)を活用し

3. 各機能の具体的な内容

			時った課題 ・
①相歌嫌能 (R3.3)		さらででのヒアリングにて各法人の受け入れ体制の確認及び協力引きである。 司者(現に各相談支援事業所で相談を受けている利用者=一及び福祉サービスを利用している方)のうち、本人・保護者を得た上で緊急時対応が必要な利用者を登録(開始時では1度の登録を予定)	・個人情報保護(間報班に所名は終日の同意)の一個管理体制) ・気の・優には大利の ・石の・登託相談支援事業所・特定相談支援 事業所の連携強化 ・相談支援専門員の均一な質の担保
②緊急時の受け 入れ、対応機能 (R3.3)	・緊急時対応は事前登録制とし、あらかじめ登録台帳に緊急時の受け入れ先や相談支援事業所等の情報を記載する。	<ul> <li>・初動対応 あらかじめヒアリングにて各法人の受け入れ体制の確認及び協力 依頼 相談発生した場合は、各自の相談支援事業所・担当相談員が利用 者に対応</li> <li>・担当者会議 支援が困難な場合は、72時間以内に竹田市の行政及び委託相談 (場合によっては提供事業所等)にて緊急会議を開催し、対応を検 討</li> </ul>	・新規相談者の場合の対応 ・各提供事業所の実情の把握・情報共有(施設協議会がない) ・加算等の把握・学習会の開催 ・日中と夜間の緊急対応 ・相談支援との一体的な動き ・地域との連携
③体験の機会・ 場の提供	令和3年度以降に整備 (R4.3)		・①②の強化も含め、③~⑤をどのように進めていくか検討 も拠点整備に係る各部会の活用・再構築
④専門的人材の 確保、養成機能	令和3年度以降に整備 (R4.3)		• at
⑤地域の体制づ くり機能	令和3年度以降に整備(R4.3)		• <b>a</b> L